

「大阪府子ども計画」



こども
まんなか

(こども家庭庁HPより)

大阪府福祉部子ども家庭局

令和7年3月

(令和8年3月改訂)



目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 計画の性格
3. 計画期間
4. 計画の構成
5. 計画の位置づけ

第2章 大阪府における現状と課題について

1. 子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況
2. 就学前・就学児童の子育てに対する家庭のニーズ
3. 「大阪府子ども総合計画」後期計画の取組状況

第3章 計画でめざす基本的な目標

1. 基本理念
2. 基本的視点
3. 基本方向

第4章 基本方向に基づく取組

1. 施策体系
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
2. 重点的な取組
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援
3. 個別事業の取組
 - (1) 基本方向1 子どもを生み育てることができる社会
 - (2) 基本方向2 子どもが成長できる社会
 - (3) 基本方向3 若者が自立できる社会
 - (4) 基本方向4 子どものすべての成長過程にわたる支援
 - (5) 基本方向5 子育て当事者に対する支援

第5章 重点施策

第6章 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

1. 都道府県設定区域の設定
2. 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
3. 子どものための教育・保育給付及び乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
5. 特定教育・保育、特定地域型保育及び乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
7. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における広域自治体として大阪府が取り組むこと

第7章 都道府県子どもの貧困対策計画

第8章 都道府県ひとり親家庭等自立促進計画

第9章 都道府県社会的養育推進計画

第10章 推進体制等

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理等